

再就職、キャリアアップをお考えのみなさま

「保育士」「幼稚園教諭」を目指しませんか



2年間最大
91.9万円
給付!!

専門実践教育訓練給付金制度

西南女学院大学短期大学部保育科は「専門実践教育訓練給付金」制度の対象講座として厚生労働省から指定を受けています。

社会人の方で要件を満たす方は、ぜひこの制度を利用して「保育士資格」を取得してください。

返還不要の給付金

教育訓練経費として認定されている学費等のうち、50%を2年間支給。（総額65.7万円）さらに、保育士資格を取得し、訓練終了後の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合には、26.2万円が追加支給されます。

離職して受講する方

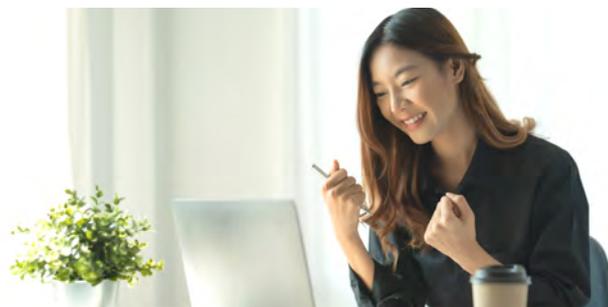
〈教育訓練支援給付金制度〉

専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち一定の要件を満たした方が**失業状態**にある場合には、雇用保険の基本手当（失業給付）を受ける期間が終了したときから、基本手当の日額に相当する額の80%が、専門実践教育訓練が修了するまでの期間支給されます。

申請から給付の流れ

ハローワークでの出願手続きが必要です。（2月末まで）

「受給資格」の有無や「申請書類の受付期間」についてご本人の住所を管轄するハローワークで確認した上で、申請手続きに必要な書類を入手してください。



お申込み
お問合せ

詳細はお電話にてお気軽にお問合せください。ミニオープンキャンパス開催中！

西南女学院大学短期大学部 入試課

教育訓練給付金制度係 担当：五十嵐



093-583-5123

西南女学院大学短期大学部は社会人のリスキリングを応援します。

専門実践教育訓練給付金制度 **保育科2年制コースに限り**

西南女学院大学短期大学部保育科（保育士養成課程）は、「専門実践教育訓練給付金」制度の対象講座として厚生労働省から指定を受けています。働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の要件^{注1)}を満たす雇用保険の被保険者（在職者）、又は被保険者であった方（離職者）が、本学で保育士養成に関する講座を受講し、修了した場合、受講者本人が本学に支払った受講料（学費等）の一定の割合額（上限あり）がハローワークから支給される制度です。

訓練修了後、保育士登録を行い被保険者として雇用された場合（就職）、最大で91.9万円が支給されます。

社会人の方で要件を満たす方は、ぜひこの制度を利用して「保育士資格」を取得してください。

注1) 一定の要件を満たす社会人とは

受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回の場合は2年以上）である方で、①雇用保険の被保険者である方（在職者）又は②被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内の方。（妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）

*上記要件に加え、平成26（2014）年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方。

<指定講座>

西南女学院大学短期大学部 保育科

目的資格：保育士 指定番号：4012004-2320011-5

<専門実践教育訓練給付金の給付額>

○この制度の要件を満たす社会人が受講する場合、本学の受講料（学納金）のうち教育訓練経費として認定されている額の50%が6か月ごとに2年間受給できます。（総額65.7万円）

○受講者が保育士資格を取得し、訓練修了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合、又は、保育士資格取得者が訓練修了日の翌日から1年以内であって雇用保険の被保険者として雇用されている場合には、修了者に対して教育訓練経費の70%を支給額として再計算し、訓練中に受給した額との差額分（26.2万円）が追加支給されます。

本学で本制度を利用する場合、訓練中と訓練修了後の合計で最大91.9万円の支給を受けることができます。

○訓練経費受給額と自己負担額

〔単位：円〕

	1年		2年		合計
	1期	2期	3期	4期	
A 受講料（入学料を含む。）	396,000	307,000	315,000	296,000	1,314,000
B 訓練経費対象外費用 ^{注2)}	231,539	180,254	203,439	172,039	787,271
C 訓練費総額 (A+B)	627,539	487,254	518,439	468,039	2,101,271
D 訓練費受給額 (A×50%)	198,000	153,500	157,500	148,000	657,000
E 自己負担額 (C-D)	429,539	333,754	360,939	320,039	1,444,271
修了後、追加支給262,800円を受けた場合 ^{注3)} の自己負担額					1,181,471

- 1 注2) 訓練経費対象外費用の内訳は、教科書等教材費 86,871 円、施設等維持費 574,000 円、教職課程履修料 42,000 円（履修した場合）、委託徴収費〔①入学と同時に学生は、西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部学友会に、保護者（保証人）は、西南女学院後援会に入会となりますので、学友会入会金 500 円、学友会年額 7,200 円、後援会入会金 2,000 円、後援会年額 20,000 円を前期と後期に分割して納入していただきます。②本学では卒業アルバムを制作し、毎年、卒業生全員に購入いただいています。価格は、西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部学友会からの補助を受けて一冊当たり 15,600 円（見込価格）予定で卒業年度の前期に学納金と併せて納入していただきます。③卒業時に西南女学院同窓に会費 12,000 円を納入していただきます。〕なお、訓練経費対象外費用は社会情勢により変動することがあることをお含みおください。
- 2 実習に伴う交通費はその都度自己負担になります。
- 3 注3) 追加支給の申請は、保育士登録完了後、雇用保険の被保険者であることの証明を伴いますので、修了年度の5月以降になります。
- 4 教職課程の履修により幼稚園教諭二種免許状を取得することができますが、別途、履修料等の費用が必要です。この費用は、教育訓練経費に含めることはできません。

- 給付対象者、給付要件、給付金額等は、住所地管轄のハローワークで、必ずご確認ください。
- 給付の申請には、あらかじめ、ハローワークでの手続きが必要です。
- 手続きは、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードを作成し、ハローワークに提出する必要があります。

離職して受講する方へ

教育訓練支援給付金制度

専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち次の要件を満たした方が**失業状態**にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」が支給されます。

- ①専門実践教育訓練給付金の受給資格があること、②専門実践教育訓練を修了する見込みがあること、③専門実践教育訓練の受講開始時に 45 歳未満であること、④受給確認時に一般被保険者でないこと（失業状態）、⑤会社などの役員や自治体の長でないこと、⑥今回の専門実践教育訓練の受講開始日前に教育訓練支援給付金を受けたことがないこと、⑦教育訓練支援給付金を受けたことがないこと、⑧専門実践教育訓練の受講開始日が令和 7 年 3 月 31 日以前であること

<1日あたりの支給額>

原則として、離職直前の6か月間の賃金額から算出された基本手当額の日額に相当する額の80%です。

<給付金を受けられる期間>

基本手当（失業給付）を受けられる期間が終了したときから、専門実践教育訓練が修了するまでの期間。

- 【注意】実際に専門実践教育訓練の講座を受講していないと支給されません。このため、原則欠席をした日は教育訓練支援給付金は支給されません。また、欠席が多く、ある2か月の出席率が8割未満になった場合、以後一切教育訓練支援給付金は支給されません。また、講座をやめてしまったり、成績不良や休学等のため、所定の訓練期間で修了する見込みがなくなったりした場合は、教育訓練支援給付金が支給されなくなります。